

第2章 推進計画の策定の趣旨

1 計画策定の目的と期間

【目的】

市民一人一人の生涯にわたる学習意欲を高め、自己充実を図ります。そして、生涯学習を通して学習した知識や技能を、個人の生活の範囲に留めるのではなく、多くの市民と共有し相互に交流、連携することによって、地域社会に「活かす」ことができる活力のある学びの環境づくりと、学びを活かした人づくり、まちづくりを目指します。

〈個人〉

市民一人一人が、自己を高め豊かな人生を送ることができるよう、いつでも、どこでも、だれでも自由に学べる環境づくりを目指します。

〈グループ〉

個人の学びを通じて生まれるグループづくりを目指します。グループ同士が結びついて、地域に貢献する「お役立ちネットワーク」へとつながることも期待されます。

〈まちづくり〉

地域で活躍する個人やネットワークを育成・支援することで、市民、民間事業者、行政等の連携・協働による地域の課題解決・活性化を目指します。

- 協働 まちづくりにおける協働とは、市民、民間事業者、行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決を目指すこと。



本市では、以上の目的を達成するため、生涯学習推進事業を体系的、かつ効率よく実施する基本的指針として、「第3次黒石市生涯学習のまちづくり推進計画」を策定します。

【期間】

平成25～32年度の8年間とし、計画の進捗状況、社会状況などを考慮し、点検、評価、見直しを行います。また、計画の具体的施策、事業の実施時期については以下のような基準で区分しています。

A：現在実施し、今後も継続し充実させていく施策、事業
B：平成25年度から新たに実施し、早期実現をめざす施策、事業
C：最終年度（平成32年度）までに実施すべき施策、事業



計画の点検・評価・見直し
をしながら、生涯学習の
まちづくりを推進します!!

2 推進計画の位置づけ

本計画は、「黒石市民憲章」を基本理念とし、まちづくりの基本的指針となる「第5次黒石市総合計画」との整合性を図りながら「黒石市生涯学習のまちづくり推進計画(第1、2次)」における基本的な考えを引き継いでいます。

